豊かな環境づくり大阪府民会議の会員について

2025年2月　豊かな環境づくり大阪府民会議事務局

豊かな環境づくり大阪府民会議（以下「府民会議」といいます。）は、目的に賛同する団体に広く参加していただけます。ぜひ多くの団体に加入いただいて、交流、連携や事業に積極的にご参加いただきたいと考えております。

|  |
| --- |
| 【府民会議規約抜粋】  （目　的）  第２条　大阪府環境基本条例（平成六年大阪府条例第五号）の理念にのっとり、府民会議は、地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進することを目的とする。  （会　員）  第４条（第1項）　第２条の目的に賛同する団体（地方公共団体、民間団体等）は、事務局に入会申請書を提出することにより会員となることができる。 |

　府民会議の会員に関するお問い合わせについて、以下にQAをお示しします。

Q）入会金や、会費などはありますか。

A）ありません。

Q）事業報告や事業への参加など、会員としての何らかの義務はありますか。

A）ありません。（照会等をさせていただく場合はあります。）

Q）大阪府外にある団体も入会できますか。

A）本拠地の所在地は条件としておりません。大阪府外の団体でも、府民会議の目的に賛同する団体は、入会できます。

Q）現在、環境についての取り組みを行っていませんが、これから環境について学んだり、取り組みをしたりしていきたいと考えています。入会できますか。

A）府民会議の目的に賛同して、今後、府域で環境に関する活動（環境関連のイベントへの参加や協賛、啓発への協力など）を推進しようと考えておられるのであれば、入会時点での活動実績の有無にかかわらず、入会できます。

Q）民間団体等とは、具体的にはどのような団体ですか。

A）法人、もしくは複数の個人や事業者等が集まって活動する任意団体が該当します（例えば、住民グループ、学校のクラブ、会社内のグループ、事業者団体なども該当します）。入会申請書の団体名には、法人の場合には登記しておられる正式名称をお書きください。

Q）個人として、府民会議の取組みに参加したり、情報を得たりする方法はありませんか。

A）府民会議のイベントなどの取組みは、会員以外の団体や個人も参加できるものが多くありますので、積極的にご参加ください。また、府民会議でSNS（Facebook、Xなど）を通じて府民会議事業の情報発信も行ってまいりますので、ご参照ください。詳しくは、府民会議事務局にお問い合わせください。

　（事務局）大阪府　環境農林水産部　脱炭素・エネルギー政策課　府民共創グループ

　　　　　　　　豊かな環境づくり大阪府民会議担当

　　　　　　電話：06-6210-988

　　　　　　Eメール：[eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp)

Q）入会申請書は公開されることがありますか。

A）入会申請書は行政文書となりますので、大阪府情報公開条例に基づき、公開申請があった場合は公開されることがあります。ただし個人情報（個人名、個人のメールアドレス、個人の電話番号など）については公開対象外です。